

分野別目標⑤

暮らしやすい快適なまちづくり

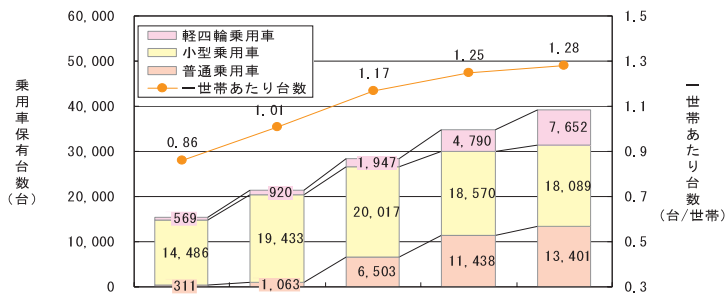
施策 5-1 安全で健康な暮らしを守る

本市では、大きな産業公害はありませんが、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁や悪臭など、都市・生活型公害が問題となっています。

これらの問題は、自動車性能の向上や下水道の普及などにより改善されつつありますが、生活に密接し発生源も分散していることから、根本的な対策が難しくなっています。

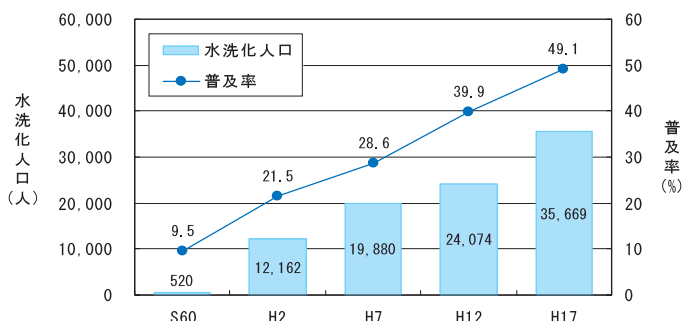
市は、都市・生活型公害に関する啓発、法規制に関する指導などにより、公害対策を進めます。

乗用車保有台数



資料：尾張旭市の統計

公共下水道の普及状況



資料：尾張旭市の統計





●施策の進捗を見る指標と目標

指標名	現状値 (平成17年度)	中間目標 (平成25年度)	長期目標 (平成35年度)	指標の見方
快適な生活衛生環境だと思ふ市民の割合(%)	56.1 (平成16年度)			生活衛生環境が快適であるかを見る指標です。まちづくりアンケートで、道路・空き地などの清潔さについて「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合です。
生活衛生環境に関する苦情件数 (件)	966	900	800	生活衛生環境について届出のあった苦情の件数です。
エコドライブを心がけているドライバーの割合(%)	30.7 (平成16年度)			市民が環境に配慮した運転を行っているかを見る指標です。まちづくりアンケートの「自動車の利用にあたってどんな取り組みをしていますか」という設問で、5項目のうち3項目以上「行っている」と回答した市民の割合です。
公共下水道普及率(%)	49.1	60	75	公共下水道の普及割合を見る指標です。
BOD*の矢田川及び天神川での改善数値(mg/L以下)	10	8		水の汚れを見る代表的な指標です。矢田川は環境基準が設定されており、市内は8mg/L以下が適用されます。
水質を維持している主要ため池数(箇所)	7	7	7	農業用水として使用され、水質調査を実施している市内7箇所のため池において、水質が維持されているかを見る指標です。7項目の水質調査を行い、水質が維持されていると確認したため池の数です。

みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
水・土の汚染防止	5-1-1 公共下水道整備を推進します。	下水	S5-1-1 公共下水道が整備されている地域では、下水道への早期接続に努めます。	J5-1-1 公共下水道が整備されている地域では、下水道への早期接続に努めます。
	5-1-2 公共下水道への接続や合併処理浄化槽*の普及促進及び適正管理の啓発に努めます。	環境 下水	S5-1-2 公共下水道の無い地域では、合併処理浄化槽の設置に努め、定期点検や清掃など適正な管理に努めます。	J5-1-2 公共下水道の無い地域では、合併処理浄化槽の設置に努め、定期点検や清掃など適正な管理に努めます。
	5-1-3 水辺の整備にあたっては、浄化能力を生かした工法の採用を検討します。	産業 土木 都計	S5-1-3 三角コーナーの設置や油のふき取りなど家庭でできる生活排水対策に努めます。	J5-1-3 工場・事業所の水質管理を徹底します。
	5-1-4 生活排水対策に関する情報提供・啓発に努めます。	産業 環境 清掃 下水		J5-1-4 工場排水に関する情報提供を行うなど、地域からの要望に対応します。
	5-1-5 関係機関との連携のもと、事業所の公害に関する監視、観測、指導に努めます。	環境		J5-1-5 化学物質の管理・適正使用を徹底し、周辺環境に負荷をかけないようにします。
	5-1-6 関係機関との連携のもと、地下水や土壌の調査を行います。	各課		

*BOD：Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量。水質汚濁の指標のひとつである。水の汚れ（有機物）が、微生物のはたらきで分解されるときに消費される酸素の量。BODが高いと水中の酸素濃度が低くなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。コイやフナの子育てには5mg/L以下が適している。

*合併処理浄化槽：水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設。



みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
大気汚染、騒音、振動の防止	5-1-7 公共交通網の充実に努めます。(3-1-4)	企画	S5-1-4 公共交通機関が利用できる場合は、自家用車よりも公共交通機関を利用するよう努めます。 (S3-1-6)	J5-1-6 車を使用する際は、エコドライブを心がけます。(J3-1-8)
	5-1-8 駅・駅周辺施設を充実させ、公共交通の利用を促進します。(3-1-5)	企画生活都計		J5-1-7 車を利用するときは、相乗りに努めます。 (J3-1-9)
	5-1-9 幹線道路交通の円滑化に努めます。(3-1-6)	都計	S5-1-5 車を使用する際は、エコドライブを心がけます。(S3-1-7)	J5-1-8 配送の合理化を図るなど、効率的な物流システムの整備に取り組みます。(J3-1-10)
	5-1-10 エコドライブの普及啓発に努めます。(3-1-7)	環境		J5-1-9 排出ガスに関する情報提供を行うなど、地域からの要望に対応します。
	5-1-11 ノーカーデー運動を市民、事業者と協力して進めます。(3-1-8)	人事環境	S5-1-6 車を利用するときは相乗りに努め、近所への移動は徒歩や自転車を利用するよう努めます。 (S3-1-8)	J5-1-10 ノーカーデー運動を市民、市と協力して進めます。(J3-1-11)
	5-1-12 公用車の購入や買い替えの際には、低公害車の導入に努めます。(3-1-9)	各課	S5-1-7 ノーカーデー運動を事業者、市と協力して進めます。(S3-1-9)	J5-1-11 車の購入や買い替えの際には、低公害車の購入に努めます。 (J3-1-12)
	5-1-13 道路交通騒音や振動に関する調査、防止対策を実施します。	環境	S5-1-8 車の購入や買い替えの際には、低公害車の購入に努めます。 (S3-1-10)	J5-1-12 営業時の騒音・臭気に気をつけます。
	5-1-14 近隣騒音や営業騒音防止の啓発に努めます。	環境	S5-1-9 ペットの鳴き声やテレビの音などの生活騒音に気をつけます。	J5-1-13 工場騒音・振動に関する情報提供を行うなど、地域からの要望に対応します。
有害物質、その他公害への対応	5-1-15 有害化学物質等の情報の提供に努めます。	環境	S5-1-10 公害問題をはじめ、新しい環境問題への関心を持ちます。 S5-1-11 浄化槽の適正管理に努めます。	J5-1-14 環境報告書や環境会計等を作成し、環境情報を発信します。(J1-1-2)
	5-1-16 浄化槽の適正管理の啓発に努めます。	環境		J5-1-15 化学物質の管理・適正使用を徹底し、周辺環境に負荷をかけないようにします。(J5-1-5)
				J5-1-16 事業活動に関する法規制等を遵守し、環境保全に努めます。
				J5-1-17 環境関連項目の調査を自主的に実施し、結果を公表します。

市の関連課の略号

人事：人事課	清掃：清掃課
企画：企画課	土木：土木課
生活：生活課	都計：都市計画課
産業：産業課	下水：下水道課
環境：環境課	各課：関連各課

施策 5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる

本市は、市街化区域の50%以上が土地区画整理事業により整備され、秩序あるまちなみが形成されています。しかし、空き地の雑草、ペット等のふん、ごみのポイ捨てなど、都市景観を損なう要因もあります。市民や小中学生の意識調査では、ポイ捨てなど環境マナーに関する満足度が低く、重要度が高くなっています。

まちを大切に作る気持ちを育むためには、景観の向上はもちろん、市の歴史文化にふれたり、だれもが気軽にでかけることができるまちづくりを進めるなど、まちの姿を改善していく必要があります。

市は、都市景観の整備、美化意識の高揚などにより、快適な空間を創出します。



秩序あるまちなみ



シンボルロード

●施策の進捗を見る指標と目標

指標名	現状値 (平成17年度)	中間目標 (平成25年度)	長期目標 (平成35年度)	指標の見方
秩序とやすらぎを感じる街が形成されていると思う市民割合(%)	87.5 (平成16年度)	→	→	秩序とやすらぎのある街が形成されているかを見る指標です。 まちづくりアンケートで、秩序とやすらぎを感じる街が「よく形成されている」「まあまあ形成されている」「普通」と回答した市民の割合です。
都市景観に満足している市民割合(%)	76.1 (平成16年度)	→	→	市民が都市景観に満足しているかを見る指標です。 まちづくりアンケートで、都市景観について「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合です。
犬のふん・ごみのポイ捨てなどをしない環境マナーに満足している市民割合(%)	38.9 (平成15年度)	→	→	市民が環境マナーに満足しているかを見る指標です。 市民環境意識調査で実施したアンケートの設問をまちづくりアンケートに追加し、環境マナーについて「満足」「どちらかといえば満足」「普通」と回答した市民の割合です。



みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
良好な生活空間づくり	5-2-1 屋外広告物の適正化や電線地中化など、都市景観の向上を図ります。	都計	S5-2-1 建物のデザインは周辺と調和するよう配慮します。	J5-2-1 景観を乱さぬよう、所有施設をはじめ、看板などにも配慮します。
	5-2-2 歩行空間の整備と維持管理を推進します。	土木	S5-2-2 地域の祭りや伝統行事などに積極的に参加します。	J5-2-2 地域の祭りや伝統行事などに積極的に参加します。
	5-2-3 公共施設や駅及び駅周辺のバリアフリー化※を推進します。	企画 土木 都計 建築	S5-2-3 地域の年長者や有識者との交流を通じ、歴史や郷土芸能への理解を深めます。	J5-2-3 地域との交流を促進し、伝統的文化の継承に協力します。
	5-2-4 地域の歴史や文化を生かした都市空間の形成に努めます。	文化	S5-2-4 地域のまちづくり活動に積極的に参加します。	
環境美化	5-2-5 地域住民との連携を図り、公園など公共空間の適切な維持管理に努めます。	都計	S5-2-5 公園や街路樹などの維持管理に協力します。	J5-2-4 事業所の敷地や周辺の清掃に努めます。
	5-2-6 環境美化意識の浸透に努めます。	環境	S5-2-6 町内会や市民団体の清掃活動や美化活動に参加します。	J5-2-5 清掃活動などの地域活動に協力します。
	5-2-7 空き地の雑草管理の徹底を図ります。	環境	S5-2-7 自宅やその周辺の清掃に努めます。	
マナー向上	5-2-8 放置自転車、放置自動車、違法駐車防止に努めます。	生活	S5-2-8 不法投棄、ポイ捨てをしません。	J5-2-6 不法投棄、ポイ捨てをしません。
	5-2-9 不法投棄、ポイ捨ての現状を把握し、防止対策に努めます。	環境 清掃	S5-2-9 ペットは、マナーを守って飼育します。	J5-2-7 自動販売機の設置の際には、回収容器を設置するなど、ポイ捨ての防止に協力します。
	5-2-10 動物飼育マナーや犬、猫などのふん害防止のための啓発に努めます。	環境		

市の関連課の略号

企画：企画課
生活：生活課
環境：環境課
清掃：清掃課

土木：土木課
都計：都市計画課
建築：建築課
文化：文化振興課

※バリアフリー化：高齢者や障害者などに対して、生活していくうえでの障壁（障壁、障害、不便）を取り除くこと。